知っていますか？ 新しい相続制度

◆◇◆ 津地方法務局からのお知らせです◇◆◇

令和６年４月１日スタート！

相続登記の申請が義務化されます

※ 正当な理由がなく義務に違反した場合、１０万円以下の過料の適用対象となります

※ 令和６年４月１日以前に発生した相続も対象となります

相続によって不動産を取得した相続人は、
その所有権を取得したことを知った日から３年以内に
相続登記の申請をしなければなりません。



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

- 相続登記はお早めに！
  今なら、**相続登記の免税措置**が、拡大されています
- 登記の手続は、法務局ホームページをご覧ください
- 登記の手続は、**専門家である司法書士へ依頼**する
  ことも、ご検討ください

新制度について、
詳しくはコチラ！

登記手続について、
詳しくはコチラ！

三重県司法書士会
ホームページ等はコチラ！

あなたの相続手続をサポートする制度があります。裏面もぜひご覧ください。

津地方法務局

〒514-8503 津市丸之内２６－８ 津合同庁舎 TEL（代表）059-228-4191

あなたの相続手続をサポートします!

◆◇◆ 津地方法務局からのお知らせです◇◆◇

自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な遺言書を法務局（遺言書保管所）が守ります！

安全な保管場所	検認が不要	通知制度	1通 3,900円
遺言書の紛失、改ざんの防止	家庭裁判所の検認不要	相続人等への保管の通知	保管申請手数料3,900円のみ



遺言書ほかんガルー

遺言書の内容については、
法律の専門家への相談をお願いします。
遺言書保管申請の手続や書式は、
法務省ホームページをご覧ください。

詳しくは下の二次元コードで！

令和5年4月27日スタート！

相続土地国庫帰属制度

相続した利用しない土地を手放す制度です！

相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務局で手続することで、その土地を手放して国庫に帰属させることが可能になります（一定の要件を満たす土地に限ります。）。



詳しくは右の二次元コードで！

相続手続をスムーズに！

法定相続情報証明制度

法定相続情報一覧図があれば、預貯金の払戻し、相続税の申告、相続登記など、**各種相続手続を同時に進められ、時間短縮**できます。

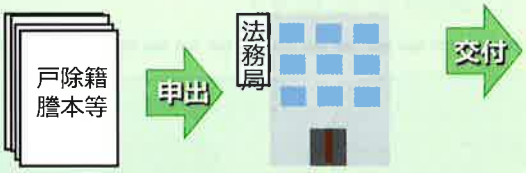

戸除籍謄本等を収集し、法定相続情報一覧図を作成して法務局へ！

法定相続情報一覧図を登記官が確認し認証

無料で必要枚数を交付



法定相続情報一覧図

詳しくは右の二次元コードで！

相続登記の申請が義務化されます。裏面もぜひご覧ください。

津地方法務局
〒514-8503 津市丸之内２６－８ 津合同庁舎 TEL（代表）059-228-4191